R7.4改訂

竹田市生活排水処理のしおり

竹田市上下水道課
生活排水係

生活排水施設が整備されると

Ⅰ 清潔で暮らしやすい街になります

今、竹田市では、生活排水のほとんどが、処理されないまま水路や川に流されています。このままでは、街はきれいになるどころか汚れていく一方です。そこで生活排水施設が整備されると、汚れた水路や川で発生する害虫や悪臭の発生が押さえられ、水量も保持されて、清潔で快適な環境をつくることができます。

Ⅱ 水洗トイレが使えます

悪臭に悩まされることなく、衛生的で快適な水洗トイレが使えるようになります。

Ⅲ 美しい川が戻ってきます

排水施設が整うことにより、汚水は処理施設で浄化され、きれいな水となって川に流されます。川が美しくなると蛍や魚などもたくさん帰ってくることでしょう。

大分県の汚水処理人口普及率（R5末現在）

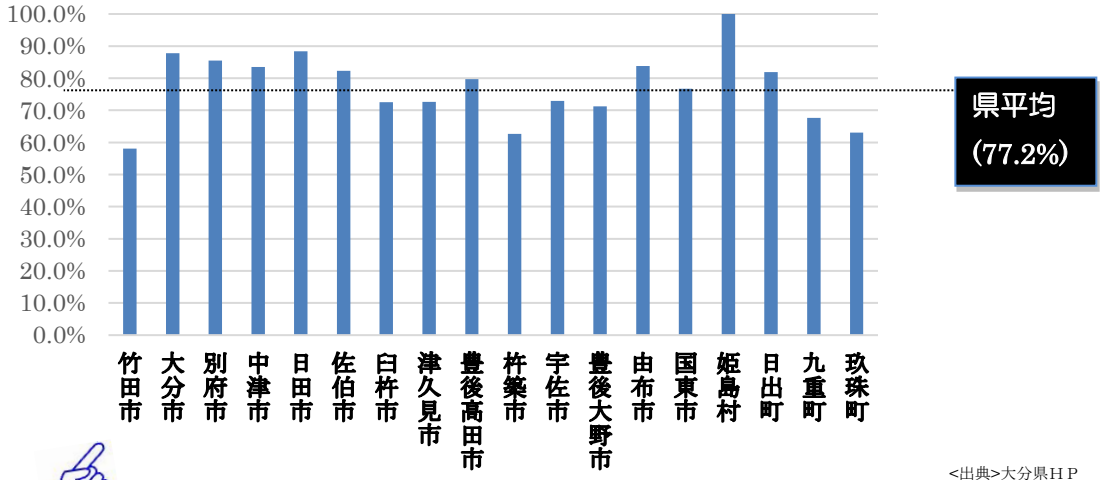

<出典>大分県ＨＰ

私たちの生活排水が水質汚濁の原因！

現在、川や海の汚れの大きな原因は、家庭から出る生活排水といわれています。

例えば、私たちは米のとぎ汁、味噌汁やラーメンの残りのスープ、食べ物のかすなどを何気なく台所へ流しています。また、洗濯、風呂などで汚れた湯水も流しています。

単独処理浄化槽を設置している家庭からは、さらにトイレの処理水も流されています。

こうしたことが、毎日、何百世帯で行われているのですから、川が自然の浄化能力を失い汚れていくのは当然です。

BOD

水の汚れの度合いを表す指標のひとつで、BODの値が大きいほど水が汚れているというわけです。

mg/L

1 mgは1／1,000gのことで水１Ｌの中に何ｇの物質が溶け込んでいるかを表します。

※水質汚濁の原因の5～7割が、家庭からの生活排水です。
水をきれいにするには生活排水処理対策が必要です。

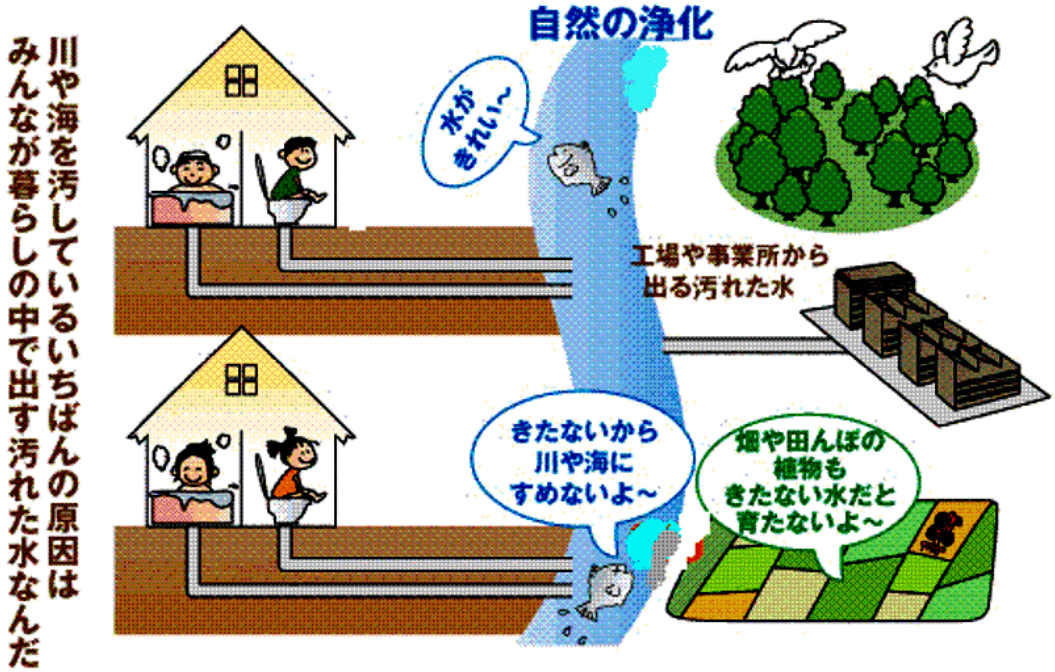

台所でこれだけ流すと…

	てんぷら油 500ml	おでんの汁 500ml	牛乳 200ml	マヨネーズ 10ml	みそ汁 200ml	米のとぎ汁 2000ml	しょう油 15ml
汚れ(BOD)の程度	1000000 mg/L	74000 mg/L	78000 mg/L	1200000 mg/L	35000 mg/L	3200 mg/L	150000 mg/L
そこにコイやフナが住めるようになるための水量（300Lの浴槽で…）	330 杯	25 杯	10 杯	8 杯	4.7 杯	4.2 杯	1.5 杯

合併処理浄化槽で清潔で快適な環境を

　トイレを水洗化して快適な文化生活を営めるようになるだけでなく、水質汚濁の原因である台所・風呂・洗濯などの生活排水もきれいに!!　　これが、合併処理浄化槽です。
　竹田市では、美しい自然を守り、かつ市民が快適で豊かな生活が送れるよう、今、汚水処理事業に取り組んでいます。

**　昭和40年代以降、トイレを水洗化するために、し尿を処理する浄化槽（単独処理浄化槽）が急速に普及しました。**
**　しかし、単独処理浄化槽では、水質汚濁の最大原因である生活排水はそのまま流されています。また、浄化槽の性能面でも、環境保護の観点からは不十分であると指摘されるようになりました。**
**　こうした時代の要請で開発されたのが、し尿も生活排水も併せて高度に処理する合併処理浄化槽です。**

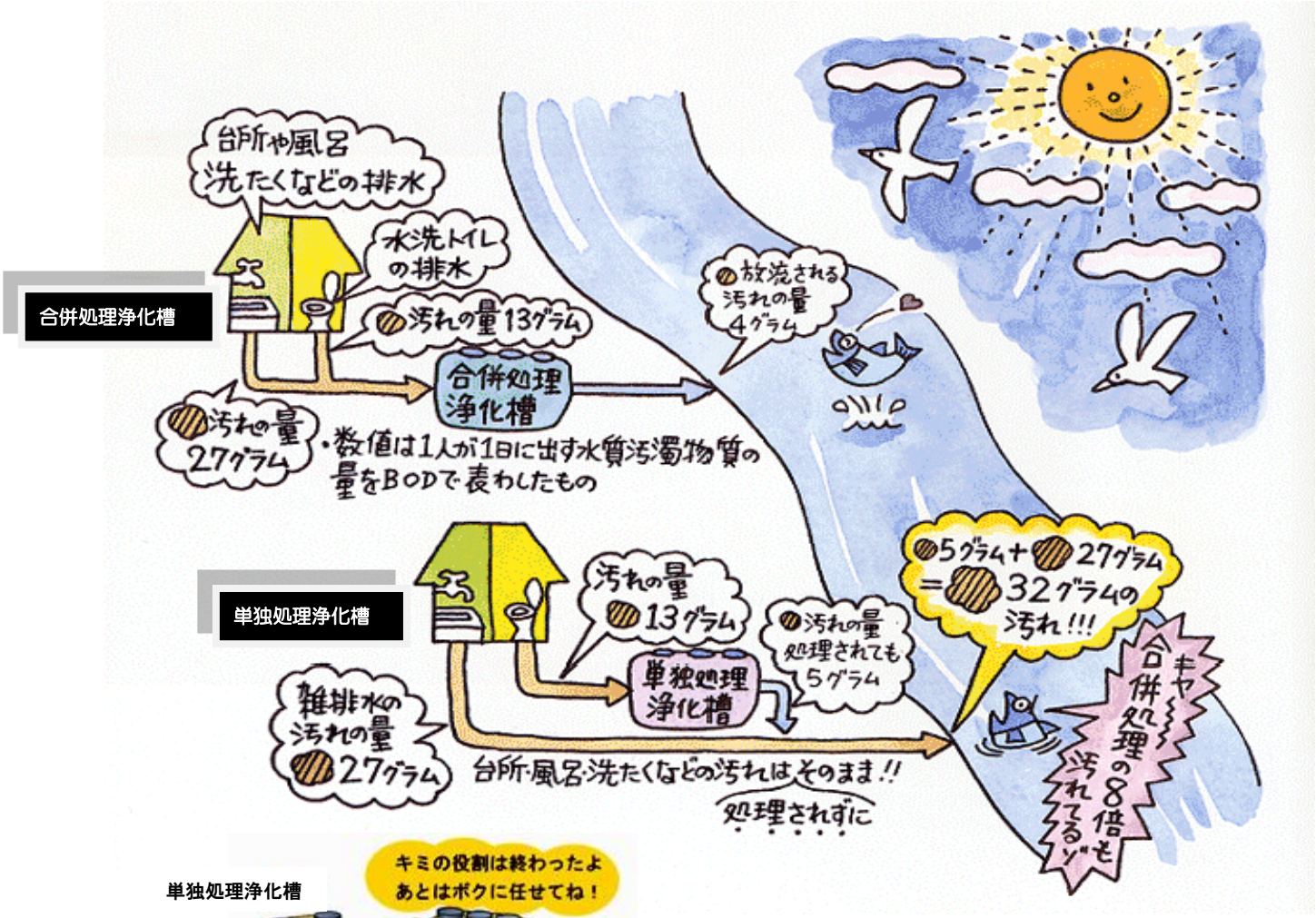

合併処理浄化槽はコンパクトで高性能！

～ 特　長 ～

１．処理性能が優れている。

下水処理場の高級処理並み（BOD除去率90％以上、放流水のBOD20mg/ℓ以下）に排水を浄化します。

２．設置コストが格安。

人口密度の比較的低い地域では公共下水道と比べて設置費が安く、地元負担も軽くなります。

３．短期間で設置できる。

取付け工事が簡単で、工期約１箇月という短期間で設置できるため投資効果がすぐに表れます。

４．地形の影響を受けず、どこでも設置可能。

駐車場１台分の面積があれば充分。コンパクトな施設なので設置場所を選びません。

５．自然の浄化能力も活用し、清流を回復。

水路・河川の自然能力を活用するとともに、河川の水量確保も可能になります。

合併処理浄化槽のしくみ

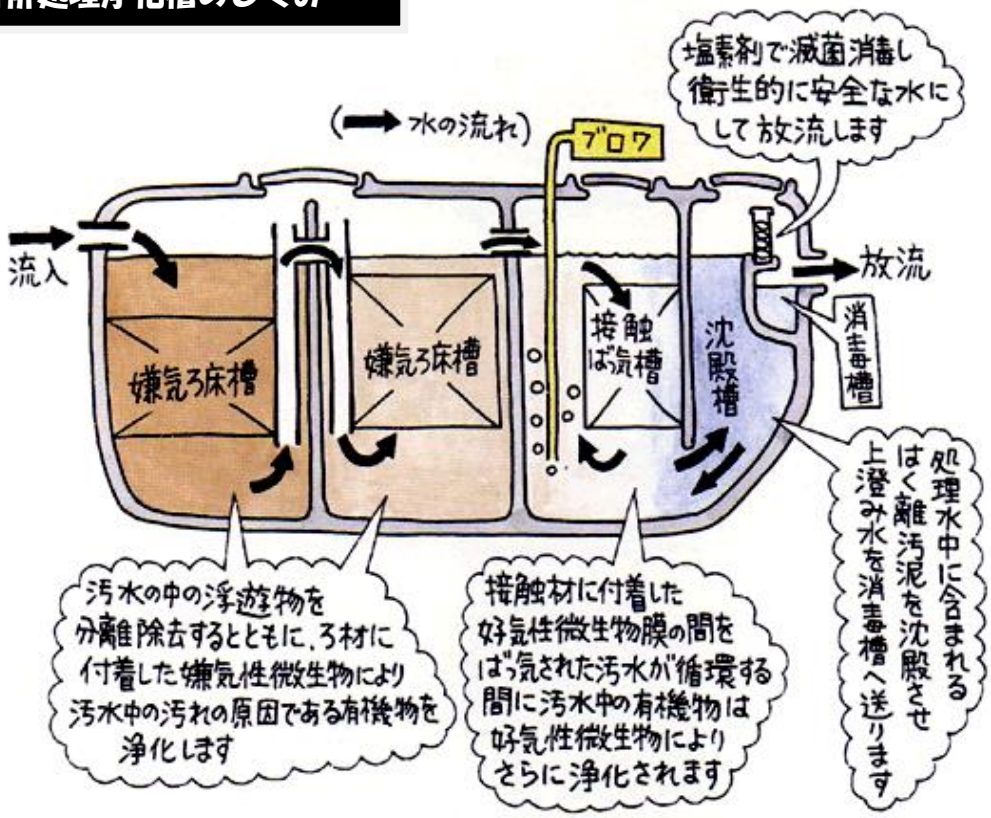

『市町村設置型制度』のあらまし

～市が設置・管理するから安心・格安です～

この事業は、竹田市が設置主体となり、合併処理浄化槽をみなさまのお宅へ設置し、し尿と生活排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

補助対象部分は合併浄化槽本体価格とこの浄化槽を設置する経費であり、それ以外の部分は補助対象から除外され個人負担となります。

市が負担する経費

① 合併処理浄化槽本体購入費
② 合併処理浄化槽本体設置工事費
③ 本体設置に係る設計費
④ 用地測量に係る費用
⑤ その他特に市長が必要と認めた経費

使用者が負担する経費

① トイレの改造費・水道工事費
② 浄化槽までの配管工事費(トイレ・フロ・台所等)
③ 浄化槽から排水先までの配管工事費
④ 駐車場等特殊工事に係る工事費(支柱など)
⑤ ブロワー設置の為の電気工事
⑥ 植木等障害物撤去の為の費用
⑦ 水道料・電気料
⑧ 補助基準を超過した場合の費用

工事費の分担金と使用料

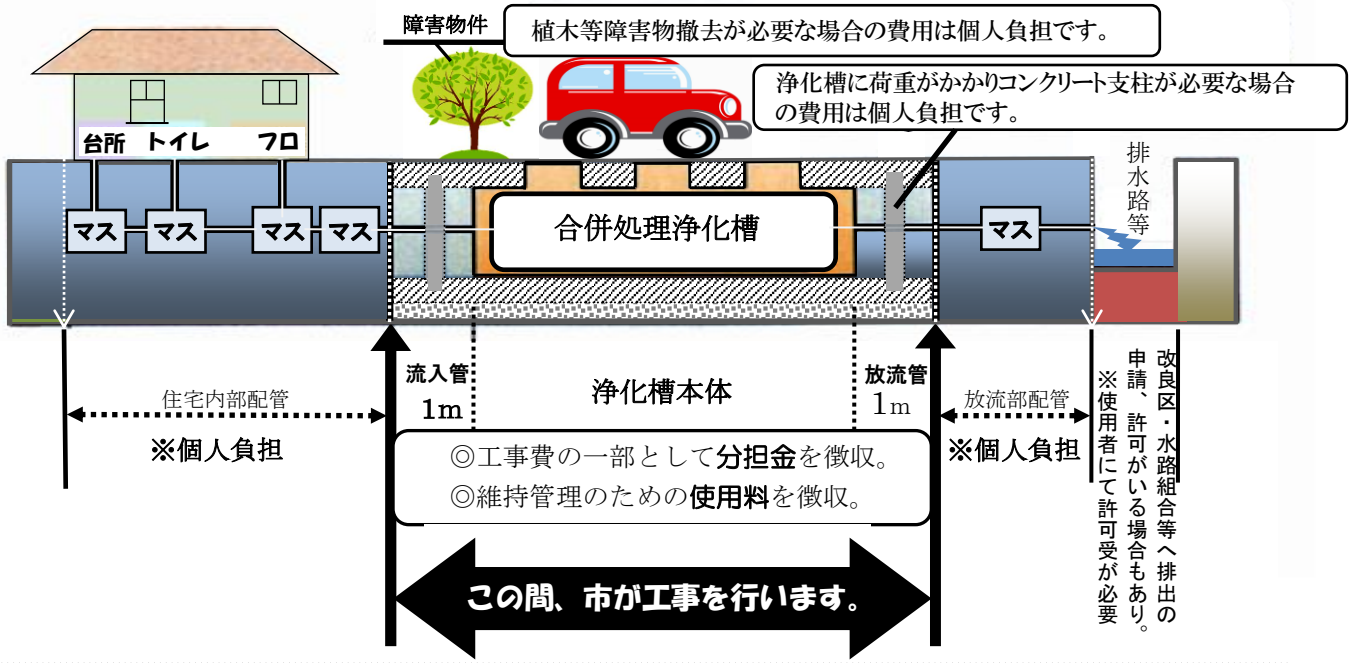

※駐車場等（特種工事）に係る個人負担金

浄化槽本体の上に直接車が乗る場合等は、コンクリート基礎厚の増、浄化槽の上部にも鉄筋コンクリート厚の増を行い、更にコンクリート支柱を設けなければならないため、これにかかる経費については、個人負担となります。

浄化槽が建築物の基礎部分から４５度以下に設置される場合、土圧等の外力の影響を減少させるため鉄筋コンクリート擁壁の設置が必要になりますが、この費用も個人負担となります。

工事に係る皆さんの分担金

（設置年度のみ）

基本的に浄化槽の人槽（大きさ）は、
5・7・10・14・18・21・25・30～人槽です。

人　槽	分担金	
	専用住宅	事業所（店舗）等
5	１３０，０００	２２１，０００
7	１３０，０００	２４４，０００
8～10	１４０，０００	２９３，０００
11～14・15	４３６，０００	５８８，０００
16～18～20	６７０，０００	８９８，０００
21～25	８４４，０００	１，１２５，０００
26～30	９８０，０００	１，３０５，０００
31～35～40	１，１４０，０００	１，５１８，０００
41～45～50	１，３１３，０００	１，７４０，０００

浄化槽を設置するために必要な工事費の一部を人槽毎に受益者分担金として、工事着手年度に納めていただきます。

皆さんからいただく使用料

（毎月）税込

人槽区分	使用料　（月額：円）
５～７　人槽	４，０８１
８　人槽	４，２９０
９～１０人槽	４，７０８
１５人槽まで	９，６３６
２０人槽まで	１１，０００
２５人槽まで	１２，７７１
３０人槽まで	１４，１３５
３５人槽まで	１５，６０９
４０人槽まで	１７，１７１
４５人槽まで	１８，５３５
５０人槽まで	２０，００９

▌使用料　（維持管理経費）

合併処理浄化槽設置後は、市が維持管理業者と委託契約を締結し、維持管理（点検・清掃・法定検査・修理）を行います。

①２ヶ月に１回の保守点検や薬品の補充（10人槽以下の浄化槽）
②年１回の汚泥の引き抜き・清掃
③年１回の法定検査
④浄化槽本体の補修・ブロワーの清掃、部品交換

※　浄化槽設置後、使用者の都合により浄化槽を移動、撤去する場合や、使用者の責任により修繕の必要が生じた場合は個人負担となります。

手続きの流れ

申請書受付から工事完成まで 約１００日かかります。申請はお早めに。
（申請書受付から入札までに約６０日。入札から工事完成まで約４０日。）

申込から完成・使用開始までの手続きは簡単です。

（１）申請書及び誓約書等関係書類を市に提出（使用者）
　市役所上下水道課に備え付けもしくは竹田市ＨＰにある申請書類に必要事項をご記入の上、署名捺印し提出してください。

↓

（２）現地調査（市）

↓

（３）工事計画書作成・提出（市・使用者）

↓

（４）工事計画承諾（市・使用者）
　※[用地測量：入札]

↓

（５）分担金納付（使用者）
　市から送付する納付書によって分担金を納付していただきます。

↓

（６）工事発注［入札］（市）

↓

（７）工事施工（施工業者）

↓

（８）工事完了・検査引渡し（市）

↓

（９）浄化槽使用開始届提出（使用者）
　全ての工事が完了し浄化槽の使用を開始したら使用開始届けを市に提出してください。

↓

(10) 使用料納付（使用者）・維持管理（市）
　使用が開始されると市から納付書を送付しますので、納期限にしたがって納付してください。

- 使用料は口座振替も出来ますので、「竹田市公金口座振替依頼書」に必要事項を記入して　各金融機関等　に提出してください。

- 市の委託業者が、浄化槽の定期点検、法定検査等のために定期的に設置者宅を訪問します。

未来の子どもたちに、きれいな水を残そう。

竹田市役所上下水道課生活排水係
ＴＥＬ63-４８３６・ＦＡＸ63-0909